

大船渡駅周辺地区土地区画整理事業区域内の建築行為等の
許可申請取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市長による土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 許可を受けようとする者は、様式第1号による許可申請書を市長に提出するものとする。

2 前項の許可申請書には、次の各号に掲げる図面及び図書を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図（縮尺1/200以上）
- (3) 平面図（縮尺1/100以上、付帯工作物等を設置する場合は併せて表示）
- (4) 立面図（縮尺1/100以上）2面以上
- (5) 建築確認申請書の写（建築物）
- (6) 建築基礎断面図（縮尺1/30以上、現地盤線及び計画地盤線表示）
- (7) 底地証明書

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定によるもののほか、契約書及びその他の図書を添付させることができる。

(許可)

第3条 市長は、別に定める申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間に基づき、申請の内容が土地区画整理事業の施行に支障がないと認めるときは、申請のあった建築行為等を許可するものとし、様式第2号の許可書を申請者に交付するものとする。

2 前項の場合において、市長は、その許可に期限その他必要な条件を付することができる。

3 市長は、許可申請書の内容が土地区画整理事業の施行に支障となると認めるときは、許可しないものとし、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(許可行為の取止め)

第4条 第3条第1項の許可書の交付を受けた者（以下、「申請者」という。）は、許可書の交付後、当該許可行為を取止める場合には、様式第3号による取止め届を提出するものとする。

(許可行為の変更)

第5条 申請者は、当該許可行為に係る内容の軽微な変更をしようとするときは、様式第4号による変更届を速やかに提出するものとする。

2 前項の内容の軽微な変更とは、市長の判断によるものとする。

(許可行為の着手)

第6条 申請者は、当該許可行為に着手しようとするときは、様式第5号による着手届を提出するものとする。

(許可行為の完了)

第7条 申請者は、当該許可行為が完了したときは、様式第6号による完了届を直ちに提出し、その確認を受けなければならない。

附 則

この要領は、大船渡都市計画事業大船渡駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画決定の公告の日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月25日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

許 可 申 請 書

<p>土地区画整理法第76条第1項の規定により、下記の行為について許可を申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請行為者 住所 氏名 電話</p> <p>大船渡市長 様</p>			
代理人住所氏名		住所 氏名 級建築士登録 第 号 TEL	
土地区画整理事業の名称		大船渡都市計画事業大船渡駅周辺地区土地区画整理事業	
申請行為 の場所	仮換地指定前 (底地番)	大船渡市大船渡町字 番地	地 m^2
	仮換地指定後	街区 画地	積 m^2
申請行為の種類		<p>1 土地の形質の変更</p> <p>2 建築物、その他の工作物の新・改・増築</p> <p>3 物件の設置、たい積</p>	
申請行為の概要 及び地域地区		<p>構造： 最高高さ：</p> <p>建築面積： m^2 延床面積： m^2</p>	
土地所有者住所氏名 及び使用承諾者印		⑩	
土地借地権者 住所氏名			
工事着手・完了 予定年月日		<p>工事着手予定 年 月 日</p> <p>工事完了予定 年 月 日</p>	

の 施 行 者 の 意 見				年 月 日 大船渡市災害復興局 市街地整備課長
施 行 者	受 付	大 船 渡 市	受 付	許 可
			年 月 日 第 号	年 月 日 第 号
の 他 許 可 条 件 そ				

様式第2号（第3条関係）

市整第 号
年 月 日

申請者 様

大船渡市長 戸 田 公 明

許 可 書

年 月 日付けで申請のあった建築行為等については、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項及び第3項の規定により、次の条件を付して、下記のとおり許可します。

記

1 許可の条件	
2 行為の場所	
3 行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 の <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 物件の設置 <input type="checkbox"/> 物件のたい積 ()
4 行為の概要	

- 1 この許可書に係る処分について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岩手県知事に審査請求をすることができます（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項に規定されています）。
- 2 この許可書に係る処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に大船渡市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

様式第3号（第4条関係）

取 止 め 届

土地区画整理法第76条第1項の規定により許可を申請し、許可を受けた行為について、下記のとおり取止めたいので届けます。

年 月 日

申請行為者 住所
氏名
電話

大船渡市長 様

1 許可年月日及び番号	年 月 日 号
2 建築行為等の場所	町 番 街区 画地
3 取止めの理由	

様式第4号（第5条関係）

変 更 届

土地区画整理法第76条第1項の規定により許可を申請し、許可を受けた行為について、下記のとおり内容の変更をしたいので届けます。 年 月 日 申請行為者 住所 氏名 電話 大船渡市長 様	
1 許可年月日及び番号	年 月 日 号
2 建築行為等の場所	町 番 街区 画地
3 変更の理由	
4 変更の内容	

様式第 5 号（第 6 条関係）

着 手 届

土地区画整理法第 76 条第 1 項の規定により許可を申請し、許可を受けた行為について、下記のとおり着手したいので届けます。 年 月 日 申請行為者 住所 氏名 電話 大船渡市長 様	
1 許可年月日及び番号	年 月 日 号
2 建築行為等の場所	町 番 街区 画地
3 着手年月日	年 月 日
4 完了年月日	年 月 日

- 1 申請者は土地所有者とし、請負の場合は担当者の記載をお願いします。
- 2 建築行為の場所は仮換地指定前（底地番）地番及び仮換地指定後の街区・画地の記載をお願いします。
- 3 添付書類として、許可行為着手前の現況が分かる写真（4 方向）、工程表、を提出してください。

様式第6号（第7条関係）

完了届

<p>土地区画整理法第76条第1項の規定により許可を申請し、許可を受けた行為について、下記のとおり完了したので届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請行為者 住所 氏名 電話</p> <p>大船渡市長 様</p>	
1 許可年月日及び番号	年 月 日 号
2 建築行為等の場所	町 番 街区 画地
3 着手年月日	年 月 日
4 完了年月日	年 月 日

- 1 申請者は土地所有者とし、請負の場合は担当者の記載をお願いします。
- 2 建築行為の場所は仮換地指定前（底地番）地番及び仮換地指定後の街区・画地の記載をお願いします。
- 3 添付書類として、許可行為着手前の現況が分かる写真（4方向）、を提出してください。

申請に基づく処分に係る審査基準

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項	建築行為等の許可	災害復興局 市街地整備課

- 1 審査基準は、別表第1によるものとし、同表に掲げる行為を除き許可しないこととする。
なお、許可にあたっては、別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の当該右欄に掲げる条件を付するものとする。
- 2 標準処理期間は、二週間とする。

別表第1

行 為	許 可 条 件
<p>現位置換地の場合で、従前従後の高低差を勘案し、建築等が土地区画整理事業（以下「事業」という。）による移転を伴わないよう施工されているもの。</p>	
<p>事業に支障とならない期間に撤去又は復旧がなされる行為。ただし、建築行為にあつては主要構造が木造又は鉄骨造（軽量で簡易組立方式のものに限る。以下同じ。）の建築物に係るものに限る。</p>	<p>自費移転及び移転期限の設定</p>
<p>その他事業に支障となる恐れのない行為。</p>	
<p>使用収益開始通知をした仮換地先の建築等の行為。</p>	